

HAMACO:LIVING 利用規則

一般社団法人まちなね浜甲子園（以下「管理者」という。）は、HAMACO:LIVING（以下「本施設」という。）に関し、次のとおり利用規則を定める。

（遵守義務）

第1条 本施設の利用者は、「HAMACO:LIVING 利用規則」に同意し、本利用規則を遵守しなければならない。

（開館時間）

第2条 本施設の開館時間は下記のとおりとする。

- ・ 月曜日：10:00～17:00
- ・ 火曜日：定休日
- ・ 水曜日：13:00～20:00
- ・ 木曜日：10:00～17:00
- ・ 金曜日：10:00～17:00
- ・ 土曜日：10:00～17:00
- ・ 日曜日：定休日

貸切利用及びイベント利用の場合、定休日を開館する場合がある。管理者の都合により開館時間及び定休日に変更となる場合がある。

（利用上の留意事項）

第3条 利用者は、下記の事項を守ることとする。

- （1）本施設内は禁煙とし、火器を使用しない（カセットコンロは除く）。
- （2）カラオケ、楽器演奏等の音楽活動は近隣の迷惑となるため行わない。
- （3）他の使用者に迷惑を掛けないよう、譲り合って利用する。
- （4）宗教の勧誘、法律に反する利用、公序良俗に反する行為を行わない。
- （5）貴重品は、本人の責任において管理する。
- （6）本施設内での持ち込みでの飲食を可とする。キッチンを使用する場合は、利用不可備品を除き、使用することができる
- （7）利用者は、事務所スペースに入室しない。

（自由利用の留意事項）

第4条 開館時間内において、貸切利用の予約及びイベント利用の予定がない場合に限り、下記の事項を留意することを前提に、本施設を誰もが自由に利用することができる。

- （1）利用料金は無料とする。他の利用者の迷惑にならないよう譲り合って利用すること。
- （2）小学生未満のこどもは保護者同伴で利用すること。
- （3）スペース利用後は、片付け・清掃を行い、来た時の状態に戻すこと。

- (4) 貸切利用及びイベント利用の予定がある場合は、その旨をホームページのスケジュールに掲載し、HAMACO:LIVING 前に掲示を行う。

(貸切利用の留意事項)

第5条 下記の事項を守ることが前提に、事前予約を行った上で、本施設の有料での貸切利用が可能となる。ただし、水曜日の 15:00～20:00 は自由利用専用時間とするため、貸切利用をすることができない。

- (1) 貸切利用の予約は、受付にて申込用紙を記入し、利用料を支払うことで行うことができる。利用日の 2 か月前より 1 回分のみ予約可能とする。(但し、当法人の会員の場合は、複数回の予約可能とする)
- (2) 利用料金は、利用人数に関わらず下記のとおりとする。(税別)

	開館時間 1 月～7 月、9 月～11 月	開館時間 8 月、12 月	開館時間外
個人会員 賛助会員	800 円	1,100 円	1,100 円
一般	1,300 円	1,600 円	1,600 円

※賛助会員の年会費は、法人 100,000 円／年、非営利組織・任意団体 30,000 円／年、個人 15,000 円／年とする。年度開始時に一括で支払うこととする。年度途中で退会する場合も返金を行わない。

- (3) 貸切利用のキャンセルは、前営業日の 17:00 までに連絡することで行うことができる。連絡がない場合は、利用の有無に関わらず返金を行わない。
- (4) 貸切利用の場合も、スタッフがトイレや複合機を利用する際にスペースを通る場合がある。
- (5) 利用内容によっては貸切利用をお断りする場合がある。
- (6) 貸切利用後は、片付け・清掃を行い、貸切利用チェックシートを記入することとする。

(その他設備の利用)

第6条 その他の設備については下記のとおり利用することができる。

- (1) 当施設内にある自動販売機、テーブル、椅子、キッチン用品（利用可能品のみ）を利用することができる。
- (2) プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード（可動型）、CD ラジカセ、ホースは、有料（1 回 100 円・税込）で利用することができる。
- (3) インターネット接続（wifi）は、当法人の会員（個人会員・賛助会員）のみ利用することができる。

(利用の取り消し)

第7条 利用者が本利用規則に違反した場合、管理者は利用者の本施設の利用を禁止することができる。

(利用者の賠償義務)

第8条 利用者は本施設の利用にあたり、本施設内におけるキズ、破損、及びこれらに類する損害が発生した場合には速やかにスタッフに報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の免責)

第9条 施設内で万が一の事故・ケガ、盗難、トラブル等について、管理者は一切のその責任を負わないものとする。こどもの安全管理は保護者の責任のもとに行い利用するものとする。

一般社団法人まちなね浜甲子園

2017年4月制定

2017年8月変更

2018年11月変更

2019年1月変更

2019年4月変更